

第五十一回国会 運輸委員會 議 録 第二十三号

昭和四十一年四月六日(水曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 古川 丈吉君

理事 壽原 正一君

理事 田邊 國男君

理事 矢尾喜三郎君

有田 喜一君

川野 芳満君

高橋清一郎君

長谷川 峻君

山村新治郎君

泊谷 裕夫君

山口丈太郎君

竹谷源太郎君

出席政府委員

内閣法制局参事

官(第一部長)

總理府總務副長

官(内閣總理大臣

官房陸上交通安

全調査室長)

大藏事務官

(銀行局長)

大藏事務官

(銀行局長)

大藏事務官

(銀行局長)

運輸政務次官

運輸事務官

(自動車局長)

自治事務官

(行政局長)

消防庁次長

委員外の出席者

警視廳長

(警察庁交通局

交通指導課長)

總理府事務官

(行政管理局行

政監察局監察審

議官) 諸永 直君

總理府技官

(科学技術庁研

究調整局総合研

究課長) 緒方 雅彦君

法務事務官

(人権擁護局總

務課長) 辻本 隆一君

厚生事務官

(医務局総務課

長) 中村 一成君

農林事務官

(農政局参事官

長) 横尾 正之君

專門員

小西 真一君

同日

委員春日一幸君辞任につき、その補欠として春日

一幸君が議長の名で委員に選任された。

海清君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員春日一幸君辞任につき、その補欠として春日

一幸君が議長の名で委員に選任された。

海清君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員春日一幸君辞任につき、その補欠として春日

一幸君が議長の名で委員に選任された。

海清君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員春日一幸君辞任につき、その補欠として春日

一幸君が議長の名で委員に選任された。

海清君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員春日一幸君辞任につき、その補欠として春日

づく運輸行政の分断 反対に関する 諸願外五件

(山田彌一君紹介)(第二五六五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一〇六号)

○古川委員長 これより会議を開きます。

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案

を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許しま

す。久保三郎君。

○久保委員 前回に引き続いて関係の向きに質問

をするわけでありますが、関係する箇所が非常に

多くなりましたので、順序を立てて逐次御質問申

し上げます。

なお、質問の済み次第、私から申し上げた場

合は、私としては御退席になってよろしいと思

いますので、あらかじめ断わっておきます。

それじゃ、法制局おいでですね。前回質問した

中身は御承知かと思うのでありますが、埼玉県川

口市において、市条例によって市自体が交通災害

の共済制度をつくった。この四月一日から発足し

ておるようであります。その起りには、新聞記

事から知ったわけですが、これをつくる過

程において、言うならば大蔵省はそういう制度自

体は困ると言ったのか悪いと言ったのかわかりま

せんが、そういうことでいろいろ話があったが、

最終的には法制局の見解を川口市当局が求めて、

その結果これは合法というか、よろしいというこ

とになって発足したのだという記事があります。

ついでにはこれは全国的な問題でもあるので、法

制局で法の解釈をオーソライズしたとするならば

どういうふうにしたのか。これは、自賠責というか、

いま審議中の法律は保険といわれる。ところが、

川口市が一日から行なったものは共済制度、その

中の一つの制度のようにとれるわけでありませう。

そこで法制局にお伺いしたいのは、川口市が行

なった共済制度というのは、どういふ点で制度とし

ては正しいのか、この見解をお示しいただきたい。

○閣府委員 先生いま御指摘になりました新

聞記事は、私も拝見しましたのですが、実は多少

誤りがありました、その点から経過をお話しした

ほうがいいかと思ひます。

これは去年の十二月の中旬であつたかと思ひま

すが、大蔵省と自治省の係官が私の部の担当参事

官のところに参りまして、当時の川口市で考えて

おつたところの条例の案なるものにつきては、

保険業法等との関係はどんなものであろうかとい

う御相談があつたことは事実でございます。それ

につきては、私も研究をいたしました。名前

が何であれ、どうも国の一般の国民とか、あるい

は地方公共団体の住民というふうな地位そのもの

に基づいて共済という関係は、非常に成り立ちに

くいのではないかとふりふりに考へる。それでは

一体、当時考えておつたような案なるものが保険

業に当たるかどうかというにつきては、

実は、御承知のごとく、保険につきてはいろいろ

な保険数理上の問題等がございます。法制

局では判断のつきかねる問題でございますので、

これは大蔵省において保険業に当たるとすれば、

もちろん地方公共団体が保険業を営むわけにはい

かないのではないかと、そういう趣旨

のことを御相談に応じて申し上げた経緯ございま

す。直接に川口市から御相談を受けたこともござ

いませぬし、それについていいとか悪いとか申

したことも、したがってございませぬ。そういう

経緯でございます。

○久保委員 そりしますと、法制局としては、自

己

第一類第十号

運輸委員會議録第二十三号

昭和四十一年四月六日

第一類第十号

運輸委員會議録第二十三号

昭和四十一年四月六日

第一類第十号

治省及び大蔵省の担当の者からこの制度について問ひ合わせがあった。いまむずかしいことばもたくさん並べられたのでよくわからないのでありますが、結論として、この交通共済、川口共済といいますが、このものは、どういふふうに解釈されますか。結論としてどうなのか。

○開政府委員 御承知のごとく、法制局は自分で行政をやっておりませんので、ある具体的な現象が直ちに保険法にいう保険業に当たるとか当たらないとかいう判断を下すだけの能力がないわけでございます。したがって抽象的にお答えをしたわけで、地方公共団体の営みます事業でございますから、住民の福祉になることでありますれば、一定の範囲内でそういうことができないとは言えないというところが一点。

それから、かりにその事業が保険業に当たるとすれば、これは保険法及び地方自治法の両方を照らし合わせてみまして、保険業に当たるものを営むわけにはいかないだろう。その判断は、これは当然大蔵省において下すべきであるという趣旨の答弁をいたしましたわけでございます。

○久保委員 どうもお話がびつたりしないのであります。法制局は自分で仕事をしていないからいいか悪いかの判断はできない——判断ができないのですか。判断することが誤りなんですか、どちらですか。判断することができない、そういう立場にあるのですか。たいへんこれは横道にそれて悪いですが……

私の聞かんとするところは、それではあなたのほうは、川口共済というが、これについては関係はない。この合法性が何か、そんなものについては関係ない。だから、言うなら、銀行局と自治省のほうで、それぞれ自分の持っている権限というがあるいは解釈というが、そういうものでやっておりますの、この考えでいいのかわかりか。

○開政府委員 私のほうで申しましたことは、結局保険法にいう保険業に当たれば、地方公共団体たる川口市がこれを営むわけにはいかない。そうでなくて、住民の福祉に関する事業で保険業

に当たらないものであれば、やってもさしつかえないであらう。その点は具体的に川口市で計画しております事業の内容を検討してみませんか。わかっていないわけでは、その検討の資料は——法制局においては資料と申しますが、能力がないわけでは、これは保険法を施行して大蔵省において判断すべきであるということ、その当時申したというところでございます。

○久保委員 自治省はまだですか。——それでは銀行局長。銀行局長でなくて専門家がおいでですか。あなたのほうは川口共済について法制局の何のために担当官を派遣して問ひ合わせをしたのか、その目的は何であつたか、おっしゃってください。

○上林政府委員 先般の御質問にもお答えいたしましたように、当初の案におきましては、この共済事業といいますが、それに入りまます者につきましては一年に三百六十五円の掛け金をとる、そうして交通上等の事故が起こりまして死亡をしたりいたします場合には、五十万円を支払うというふうな計画になっております。一応これは保険料を集めて保険金を支払うというものに似ておるわけで、かつ、当初も申し上げましたように、保険という言葉を使っておられたわけでありまして、したがって、保険法違反の疑いがあるということ、いろいろな検討をいたしましたわけでありまして、なお、その法律的性格、地位などにつきまして、直接地方公共団体を御担当になります自治省なり、あるいは法制局なりに御相談をし、そうして第一部長のほうからお話のありましたような御見解を得まして、なかなかむずかしい問題ではあると思いましたが、保険法違反ではないという確証は私どももなかったわけでございます。特に慎重に扱っていただきたいということで申し上げたわけでございます。

○久保委員 自治省が来ないので話が進まぬのであります。もう少し早く呼んでもらわぬとはかの人々迷惑だと思ふ。

それでは保険部長、これは川口市役所の、例の

一日一円であなたを守る交通災害共済というので、市民の皆さんに配ってそれぞれ加入を呼びかけている資料です。これを見ますと、あなたが保険でないというそのあは、たとえば保険金に類するものはいわゆる保険金とはいえないから見舞金、それから給付の額も五十万円以内、いわゆる以内という字をつけてある、あとはもう大体同じだろうと思ふのです。

そこで、これは法制局に聞いたほうがいいと思ふのであります。共済と保険との違いはどこにありまますか。というの、こういう形式的なことを聞いていたのではないのです。保険金給付は何円、何万円とか保険金なら書くわけですが、共済の場合は以内と書けばいいとか、それは保険法に抵触しないとかいうようなことを、いままで銀行局長を中心に聞いてきたわけですが、法制局の見解として共済と保険の大きな違いはどこにあるのか。

○開政府委員 共済と保険というものの区別ということにつきましては、先生も御承知のとおり、学者の著書等を見ましても、いろいろな、なかなかむずかしいことが書いてございまして、現行法制について突き詰めて考えていきたいと思います。共済というものは、結局それに加わっている者がみずから相互救済という精神を持っていくところに成り立つ、そのためには、そういう相互救済という精神が成り立つだけの、そういう相互救済という精神が必要である。それは特殊の職業にみんな従事している者の間であるとか、そういう何か社会的な人的な一つの特殊の社会といえますか、そういうものがまず基盤にありまして、その社会に属する者の間に初めて相互に助け合おうという精神が成り立つものと認めて、そこに法律が共済というものの特殊の性格を認めるという関係に相なるだろうと思ふ。それに反しまして保険というものは、全く個人個人が自分の危険を分散しておこうという経済的な打算といえますか、計算といえますか、そういうものの上にそういう計算が合えば直ちに成立するところの関係である。そこに本

質的な差があるのではないかと思います。その結果として、通常の場合、極端な例でございますが、共済の最も原始的な形といえますか、それだけに最も基本的な形と考えられますものは、損得を度外視いたしまして、何か不幸があつたときに、その社会に属する人が金を出してその救済に当たるというふうな、きわめて原始的な形がまず共済の本来の姿であつたものが、だんだん発達をいたしまして、いろいろ経済的にもある程度成り立つような形態にまでいま発達してきているわけだと思ふ。それに反しまして保険というのは、そういうこと等は度外視いたしまして、全く経済的觀念から引き合ふかどうかという関係だけで結びついた関係が保険関係である。本質的な差を申しますれば、そこにあるのではないかと……

○久保委員 自治省がおいでになつたからお尋ねするのであります。埼玉県の川口市でもってこの四月一日から一日一円、年間三百六十五円かけて、交通の災害にあつたときにはいわゆる見舞金を支払うという制度ができたわけですが、できるまでの過程において、いまも話を聞きましたら、あなたのほうの担当官と銀行局の担当官が行つて法制局の見解を求められた。そこまではわかつた。求められたその見解に基づいて、川口市当局に再三にわたつて注意をされたような新聞記事が出ておるわけだ。自治省として川口市当局に対して、この交通災害の共済制度についてどういふふうな指示というかわからぬけれども、話をしたのか、それをまずひとつ聞きたい。

○佐久間政府委員 本件につきましては、これが保険事業に該当するかどうかということが、私どもにも御相談がありました。問題もいたした点でございます。もし保険事業に該当するということになりますと、法律上できないことになるわけでございます。違法な条例といふことになるわけでございます。そこで、違法な条例といふことになりまますとこれはたいへんなことになりますので、私どももいたしましては、法制局、

大蔵省の御見解も伺っておったわけでございます。その結果、保険事業にびたり該当するところまでは結論が得られませんでしたので、これを取りやめろということも申しませんでしたけれども、その過程におきまして保険事業に該当するといふ心配が多いから、その点は十分留意をして扱ってほしいということで注意をいたしましたことはございます。

○久保委員 地方自治というか、そういうことについてこまかい点は私も存じませんが、たとえばいまお話が出ました川口市の交通共済というか、そういうものができたのでありますが、これは自治省の認可とか何かは必要ないことですか。

○佐久間政府委員 地方自治法におきましては、法令に違反いたしません範囲内におきましては、地方公共団体がみずからの事務につきまして条例をつくるということは国の認可を要しません。

○久保委員 それから川口市がやっているといたすのは、それはそれで正しいと思っております。これはそれでよろしいのだという見解に基づいていられるわけですか。先ほどのお話では、法律に違反してはいかぬから、保険というか、そういうものに近いものであつては困るというので注意をしたようなお話でありましたが、注意したからそういう心配はなくて、これはそれぞれの法令の範囲内においてやっているとある、こういうふうにか考へていられるのかどうか、いかがですか。

○佐久間政府委員 保険事業に該当しないといふことでございしますれば、地方公共団体が住民の福祉のために行なう事業でございしますから、これは法律上違法という問題はないわけでございますから差しつかえないわけでございます。ただ、保険事業に該当するかどうかの点につきましては、先ほど申し上げましたように、法制局なり大蔵省に御照会をいたしました時点におきましては、なお最終的な結論が得られなかつたのであります。保険事業に該当するかどうかにつきましては、主管省である大蔵省の御見解に私どもとしても従うべき

きだと思つておるわけでございますが、大蔵省のほうでももう少しその点については検討をしたいといふことでございします。その検討の結果該当するといふ結論が出ますならば、そしてまた法制局におきましてその結論を確認されますならば、私どもとしても市に対して是正要求をせざるを得ないと思ひますが、それまでの間におきましては違法といふことにはならないわけでございます。市がどうしてもやるということでございます。市がどうしてもやるわけでございます。考えは持つていないわけでございます。

○久保委員 それでは、この川口のやつは合法的にやつてゐる、大蔵省の見解が出ればまた別かもしらぬ、こういう御答弁ですが、そう聞いてよろしいですか。

○佐久間政府委員 法律問題といたしましてはそのとおりでございます。○久保委員 どうも私はわからぬのですが、大蔵省にこれは保険じゃないですかと聞いているのはあんまり權威がなさそうに思ひますが、どうなんですか。おたくのほうでは、監督と言つては語弊があるが、関係筋にあるそれぞれの自治体が住民福祉のためにやつてゐる共済、そういうものが正しいかどうかを調べて、どうもこれは共済ではおかしい、かたがた大蔵省にも保険かもしらぬから聞いてみましようというなら、話の筋はわかるのだが、最初から大蔵省の見解を求めて、結論はまだ出ませんが云々では、これはどうも話が少し変じやないかと私は考へます。そうじやないですか。

○佐久間政府委員 こういうことを川口市において計画をしておるが、このことがどうかといふ見解を、県当局から非公式に御相談をいただいたわけでありまして、その際、私どもの受けました印象といたしましては、これは保険事業に非常に似てゐる内容のものだといふ印象をまず持ったのでございします。そこで、保険事業かどうかにつきましては、保険事業についての主管省である大蔵省の見解を求めるといふことが、これが筋でござい

まするので、その見解を伺つた上で、その条例が適法かどうかといふ私どもの判断もいたしまして地方団体に連絡をしよう、こういうようなことで、大蔵省に御照会をしたわけでございます。これが私どもだけで常識的に見まして問題のなさそうなものでございしますれば、これは格別他の官庁に御相談いたしませんで、私どもの判断で、これは適法だといふ回答がいたせるわけでございます。が、保険事業といふことかなり専門的な、技術的な内容を持った法律の分野の問題でございしますので、やはり主管官庁の御意見を伺つた上でいたしませんと、私どもの申しましたことによつて、地方団体にかけつて御迷惑をかけることがあつてはいかぬ、かような配慮から御相談をいたしたのでございします。

○久保委員 これはどうもはつきりよくわかりませんので、質問してゐるわけですが。わかれば質問しないのです。その答弁がまた、どうも春の日の答弁のようにねばつこい。これはそうならざるを得ない性格のものであるからだろうと私は思ふのです。これは政府を代表して、だからその解釈にオーソライズができるのです。大體事務次官、副長官二人がおいでになるから、この二人のいづれかが答弁していただかぬといふと、役人ではちよつと答弁できないのじやなからうかと私は思ふのです。といふのは、こうなれば、保険と共済の違いについてじやなくして、共済なら共済、保険なら保険についての解釈をオーソライズできるものはだれですかといふことを聞きたいのです。何かいまの話だとすると、大蔵省銀行局保険部長あたりが、保険についてはオーソライズできるような人になつてゐる。これは保険部長、そうだね。共済についてはだれもオーソライズされるような解釈ができなからしい。銀行局のほうで、これは保険ではございしません、こういつたときに初めて、これが川口共済であり、農協でやつてゐる共済であり、あるいは職域でやつてゐる共済だ。何かどうも、銀行局保険部長の解釈が先に出ないといふと、共済の解釈が出ない。そういう

仕組になつてゐるのかね。これは法制局の部長さん、どうですか。保険といふのはこれである、共済はかくかくのものであるといふことを權威を持つて解釈できる人は、政府の中ではだれがやるのです。保険についてはわかつた。名目上は大蔵大臣がやる。ほんとうの実務はここにいらつしやる保険部長がオーソライズできるのだ。だが、共済についてはだれがやるかわからぬ。(農林大臣だ)と呼ぶ者あり農林大臣ばかりじやなくて、今度は川口の共済であるからこれは自治大臣かもしらぬ。そのほかにもまだ共済制度が出てくるから、労働大臣であつたり厚生大臣であつたりするかもしれない。だけれども、これは大蔵省の保険部長の、これは保険でありませんといふ見解が出て初めてほつとして、これは共済でいいんだといふ解釈が出そうなんだが、そういう仕組みになつてゐるのかね、どうなんだ。

○閣政府委員 裁判所は別といたしまして、政府部内だけで考へて申し上げますと、まず、私の属してあります法制局の仕事といたしましては、各省から御照会があれば、法律問題について自分のところの見解を申し上げるといふ職務がございします。それから、川口の問題がどうであるといふ具体的な問題につきましては、それぞれその関係の法律を施行してありますところの主管大臣といふものがいらつしやいます。したがつて、いまのある特定の現象が保険業に当たるかどうかといふことになりましたれば、保険業を取り締まるという関係からいたしますれば、大蔵大臣がその認定をいたすでございします。また、その現象がたとえ特定の共済組合あるいは協同組合等において起こつた現象でありますれば、それはその組合で行なうことのできますところの共済事業に当たるといふこと、農林大臣であるとかあるいは通産大臣において、それが組合の事業の域を越えてゐるかいかないかといふことの判断をいたすわけであり

○久保委員 いまの法制局の答弁が権威あるものとすれば、先ほどの自治省の行政局長の答弁はなほ権威のない話だ。それでしような。大蔵省に問い合わせる必要はないんだ、共済として正しいかどうか、その認定をするのは担当の所管省だ、こう言う。法制局のあなたもおっしゃったわけだ。それでしよう。違うか。違うなら取り消してほしい。

○閣府委員 多少私のことばが足りなかったと思いますが、私が申しましたことは、私自身は間違っておるとは思いませんが、いまだとせば自治省の話が出ましたからそれについて申し上げますと、ある地方公共団体がある種の条例を制定しようとする場合に、それが法律上許されている範囲のものであるかどうかというところは、自治大臣が照会を受けた場合においては、その照会に答えるのは自治大臣の任務であらうと思います。その場合に、それが保険業法の問題であるということと、それが保険業法と抵触するかどうかという問題になりますと、これはやはり大蔵大臣のほうと協議いたしまして、その保険業法に関する解釈、運用の立場から大蔵大臣の意見というものを承知しておくということは必要であらうと思います。

○久保委員 そうしますと、いまの話は、大蔵大臣の意見を聞くことは必要である、それは疑わしい場合においてのみですね。自分でこれはどうも共済にしようかという、保険類似行為じゃないか、こう思ったときには、大蔵省の見解を求めて、なるほどこれは類似行為であるとか、いや、そうじゃない、これはこういふ解釈でいけばいいに共済でよろしいということ、安心して自治省が共済でよろしい、こうなるのですか。

○閣府委員 いまお話しになっております問題は、実は厳密には法律の問題ではないと思ひますが、たとえば川口市の条例についていかなるものであるかということを非公式にでも聞かれた場合に、その回答をするのは、自治大臣がその自治大臣の責任においてするわけです。その場合に、もちろん非常に自信のある自治大臣であつて、保険

業法については自分によく承知している、従来の大蔵省の運用もよく心得ておるということでおやりになれば、それは自治大臣の責任においておやりにされるわけですが、ただその場合に、あとで大蔵大臣としましては、保険業法の運用の権限を持つておられますから、それは保険業法違反であるという解釈を立てるおそれがあります。その場合にその保険業法の解釈としては、大蔵大臣の権威を認めるを得ないわけでございます。したがつて行政の普通の慣行といつたしましては、そういうトラブルがあとに起こることは非常に対象である自治体なり一般国民なりが非常に迷惑をいたすわけでございますから、十分にその前に調整をはかるということは当然でありまして、それがわが国における行政の慣行であるというふうに考へております。

○久保委員 ことばじりを云々するわけじゃありませんが、いまの御答弁の中で、大蔵省の見解が保険であるということになれば、それはもう取り消すほかはない。自治大臣といえどもですね。この辺はどらうも……。そうすると、自治大臣は大体共済とか、とにかく金を積んで、保険料あるいは共済掛け金ですかわからぬが、そういうのをやつて、そういう制度については、これもやはり大蔵大臣の見解を聞かなければオーソライズできないようなお話になりそうなんです、私はそうじゃないと思ふのです。やはり前段お話をあつたように、自信のある自治大臣ならば、保険のことについて十分知っている大臣であるならば、大蔵省に何照会することなく、これは共済であるからやつてよろしい、あるいは、これは保険業に全く同じであるからこれは大蔵省のほうでやらなければいかぬ、いわゆる自治体ではこれはうまくないというようなことになるというのだが、どうもその辺のことがわからない。

ところで、それじゃ自治省の行政局長にもう一ぺんお答えをいただきたいのだが、現実問題として川口市の交通災害共済というものは、これは共済としていまあなた自身はお認めになっておるの

かどうか。いかがですか。

○佐久間政府委員 先ほど来申し上げましたように、私ももととしては保険業法に抵触する疑いが相当ある事業ではないかという疑念を持つておつたわけでございます。現在におきましてはもうその疑念がなお残つてゐると、率直に言つて感じております。そこで法律的に申しますと、これが保険業法に抵触しない限りにおいては、これは適法な事業である、かようなことになるわけでございますが、その保険業に抵触するかどうかについては、まあ自信のある自治大臣ならばというお話がございましたけれども、これはやはり主管省の御意見を伺うのが行政の筋道でございますので、大蔵省の御意見に従ひたい。しかし、まだ大蔵省のほうで現在その点については明確な結論を伺つておりませんので、はつきり抵触するということがおつてしまつていただけない限りにおいては、これは違法じゃない。したがつて、川口市がこの事業をやりたいということであれば、それはやつて差しつかえない、こう言わざるを得ない、かように考へておるのでございます。

○久保委員 貴重な時間でありましてから押し問答のやうな問答はこの辺でやめておきますが、実際にわからぬので何へんもお伺いをしておる。そこで、お互いにこれはもう少しきつと何かほしい。日本人の特徴として、どうも、特に自治省の局長の言ひやうなあれが一番上等な答弁だと思ふのですが、しかし何かどつちかにびたつとやつてもらいたい気持ち私は多分にあるのです。だからそういうことにはいかぬものかどうか。これも研究しなければいかぬもので、これがちつとどうも自治省の答弁、そういうことになっておると言へばこれはしかたがないと思ふのだが、しかしどうもこれでは実問題として、そんなことをやつた日には自治体が迷惑だらうと思ひます。途中で銀行局から、これは保険類似行為だからやめてもらいたいと言われれば、自治大臣は当該市町村に對して、これはやめなさいというやうなことを言うのでしようね、やつぱり。だからこれは前にも

申し上げたように、共済とか保険とかいふものは、すでにその制度自体相対錯するやうな社会情勢になつてきたといふことも、まず第一に考えないではおられない時代だと私は思ふのです。だからこれは、あなたらのところでやるのがいいのかわかりませんが、少なくとも私はそういう時代になつたと思ふのです。それを無理やりに、これはどうも本義の着物らしいが、肩あげをしたり、腰あげをしたりしてやれば大体間に合ふ、そういうやうな時代じゃなくなつてきたわけですよ。それに対してはどういうふうにするべきか。これは細田副長官、あなたのところは何でも扱ふようだから、ひとつ政府としてどう考へているか、ちつと答弁してください。

○細田政府委員 ただいま法制局並びに大蔵、自治両省からいろいろ御答弁がございました。しかし問題は、川口市で現実に共済制度として始めようとしてゐる。あるいは始まつてゐるかもしれない。その事実関係は私は詳しく存じませんが、久保先生の御指摘のやうに、これがどうも疑わしいとか、これはどつちであるか、いま研究中というところでは済まされない問題だと思ひます。したがつて、これは法制局を交へまして政府といたしまして、現行法上はこれはできないならできない、いや、これはいいならいいということをはつきりきめるべき性格のものと思ひます。したがつてこれは、私のほうは連絡調整の仕事をしていろいろいたしております。結論を出さなければならぬ。さらに、現行法上はいいけないが、これはどういふふうにするべきであるかどうかという問題は、また研究の問題だ。これはいま客観的な事態がここにきてゐるじゃないか、こういうお話もあるわけでございますから、そういうふうな二段に分けて政府としての見解を統一的に申し上げるべき筋だ。これはどうしても両省できまらぬならば、行政府としては閣議でやはりはつきり総理大臣の責任においてきめるべきだ、裁判所の問題は別であります、そういうふうな考へております。私どもも実はそういう実情について詳しく存じておりませ

んが、筋道としてはそういうふうに考えます。早く政府としての見解を統一するように考えなければならぬ、こういうふうに思います。

「いつまでだ」と呼ぶ者あり

○久保委員 それは法制局の見解もありますが、いまの細田副官の答弁のとおり、やはり手順を詰めてひとつこれは検討する時期だと思ふのです。いま、いつまでという声がありました、ぜひ早急に大体結論をつけるべき性格のものであると思ふ、こういうふうに私は思ふので、いつまでと約束できるのかあるいはどうするのか、もう一ぺん答弁してください。

○細田政府委員 たいへん申しわけございませんけれども、先日初めて実は伺いました、本日さらに伺っているわけでございます。ずるずるとこういうことを延ばすなという考え方は毛頭ございせん。これは早くきめなければ、どっちにしても、違法なことでは一日たりとも許せんないことでございますし、やるべきことなら安心してやらせなければいけませんし、いま日にちを切ることばちよつとできませんが、十分関係各官庁間で話をしまして、できるだけすみやかに政府としての見解を統一したいと思ひます。

○久保委員 それじゃ法制局の方は、私はきょうのところは質問ございせん。あの方方はこれからです。お残りいただきたい。

行管の諸永審議官は内閣委員会に呼ばれておりますので先に質問をお願いいたします。このこととありますので、御了承をいただいで行管のほうから御質問申し上げますが、きのう御発表になったという、それと関係の向きに勧告助言というかわかりませんが、いたしました交通事故に関する問題、その中でも特にいまわれわれの手によつて審議中のいわゆる損害賠償あるいは救急業務制度、こういうものについて、それぞれ結論を出しているようでありまして、時間の関係もありますので、勧告された全文については後刻われわれの手に配付したいと思ふのです。

そこで、あなたにさしあたり二、三質問申し上げ

ておきたいのは、いままで何回かあなたのほうに行管としては交通問題、事故対策を含めて関係各方面に実は勧告をしているわけです。その効果のあらわれ方をどう感じ取っているか。それから勧告はしつぱなものでなくて、あとのチェック制度はどうなつておるのか、これについて御答弁をいただきたい。

○諸永説明員 いままで交通事故に直接関係のある監察をいたしましたのは、三十六年の十一月に「陸上交通の緩和ならびに事故防止に関する行政監察」というテーマで勧告をいたしました。そのほか若干陸運行政関係についても一、二回勧告をいたしておりますが、直接事故に關係がある監察は、ただいま申し上げました三十六年十一月に勧告いたしました事故防止の關係でございます。この際の勧告は、大きなものとしたしましては自動車の路上放置の取り締まりの關係、運行管理制の充実の問題、賠償、補償關係、それから交差施設整備の關係、大体こういうことを勧告いたしました。そのほとんど全部が相当の効果をあげておるといふふうに考えております。

○久保委員 そこで、きのうお出しになりました中で、交通事故による被害者の救済対策として何項目か出されておるわけでありまして。その中で特にか、十萬以上の都市が何かになつておりますね、そこでは救急業務をやれ、こうしてゐるわけですが、この改善に言及してゐるようでありまして、どの程度に考えるべきであるか。それからもう一つこの中であるのは、いわゆる事故多発の幹線道路に於いては、一町村単位だけで考えない、二以上の単位で考えていられる救急業務をやらせるべきだ、それはそのとおりに私も従来考えていたのです。そういう二つについて、どういふ考えで、どういふ内容を持った勧告なのかお話をいただきたい。

○諸永説明員 救急業務の実施市町村の指定基準は、ただいま先生おっしゃいましたように、人口十萬以上、それから集中地区の人口五萬以上、こういうふうに現行ではなつておまして、単に

人口数によつて救急業務の市町村を指定する、こういうことになつておるわけでございますが、幹線道路の交通事故が非常に多うございまして、その沿線の小規模の市町村の中には救急業務を実施してないものが相当あるわけでございます。したがつて、指定の基準を人口数だけにやらないうで、交通事故の発生状況も勘案して指定できるように基準を御検討いただきたい、こういうことが第一でございます。

第二点は、財政等の理由で単独で実施の非常に困難な市町村がございまして、やはり二つ以上の市町村を一括して指定いたしました。適切な国の助成措置を講ずる、こういうことによつて共同して救急業務ができるというふうな指導をひとつお願いしたい、こういう二点の勧告をいたしました。

○久保委員 そうしますと、大体内容としては、たとえばこういうところはこういうふうにとつて、具体的なものじゃなくて、やはり抽象的なもので、もう少し十萬というのを手直ししたらどうか。あるいは、単独じゃできないが、交通事故が多いというふうな幹線については、二市町村を合わせる、とかいうことでやれ、こういうことだけの勧告でございますね。

○諸永説明員 そうでございます。

○久保委員 ところで自治省にお伺いしますが、自治省としてはこの勧告はきのう受けたばかりだから、この勧告自体についていまだどうしますかと聞くわけにはいかぬかと思ふのですが、しかし常日ごろ救急業務については研究されていることとありまして、この程度のことではやはり考えていたのじゃなからうかと私は思ふのであります。ついでに、いま行管から話のありました二点について、自治省としてどういふふうに考えておられるか。

○川合政府委員 ただいま行管からお話のありました勧告でございますが、私もこの問題につきましましては当然関心を持っております。検討、研究をいたしております。ただ高速道路の発達がこのところ非常に急ピッチでございますし、

それからまだいろいろ計画もどんどん進んでおるといふような進行形でございますので、それに対する体制について現実には非常に苦慮しておるところでございますが、一応の案として私も考えておりましたのは、交通事情を勘案いたしました百三十町の追加指定を、これは人口基準だけでなく、要するにいまの交通事情といったようなものを勘案して行なうべきだ、こういうふうな一つの案を検討中でございます。

御参考までに――御参考というところ恐縮でございますが、現在指定しておりますのは百五十市でございます。そのほかに交通事情等によつて、任意といひますか、自主的にやっておりますのが二百九十六ございまして。こういうのがすでに現実の必要から自主的に、任意的に行なつてゐるものでございまして、私も指定につきまして急速に追加を実施しなければならぬ、かように考えておる次第でございます。

○久保委員 消防庁のいまの答弁であります、今年度予算の中で、そういう救急業務の關係でいふようなお話があつたのですが、その裏づけとしての財政措置といふものはどうなつてゐるか。

○川合政府委員 財政措置、財源措置につきましては、救急車に対しまして国庫補助と、それから人員――救急車そのものについてもございまして、主として搭乗員、隊員に対するいわゆる交付税による財源措置と二つございまして、国庫補助の分につきましては、四十一年度はまだこれからでございますが、ただいま申しましたようなことも考えまして、これからの配分につきましては行ないたい、かように考えております。

正直申しまして、これは指定をいたしましたけれども、国庫補助だけでなく、交付税措置のほうもやみ合わせてとらなると、ますますこの指定を追加するといふわけにはいかなないのでございまして、けれども、どうしてもやりたい、私もかように思つております。

○久保委員 別に制度上の改正というか、そ

るものは考えてはいるが、具体的に四十一年度では何も前進していませんというふうにとつてよろしいかと思うのです。もちろん内部的にはいろいろあると思うのですが、いま行政管理局から勧告になった二つの点は、これはだれも当然のことだと思つてゐるわけなんです。少なくとも今日だいまでは、すでに四十一年度、新しい年度の予算も通つたことでありますから、あらためてこれ以上することは不可能かと思つたのです。ついでに、来年度予算要求とあわせて、そういう制度改正まで持つていくべきかと思つたが、そのとおりに解釈してよろしいですか。どうです。

○川合政府委員 お説のとおりでございます。

○久保委員 消防庁は私はきょうはこれでいいです。それから自治省はおられるかな。——おられる。これは、消防庁のいま答弁なんですが、むしろあなたのほうの答弁でないと、あいが悪いのじゃないかな。人際にいるものだから気をきかして早く帰つてしまつたと思つたんだが、行政局長の答弁することであつて、現制度内部におけるところのものは、消防庁がやつてもいい。行政局長が支配するということじゃないけれども、自治省本省が消防庁を支配しているのではありません。違ひのか、これは。

○川合政府委員 それはそうではございませんで、私も外局でございます。これは消防法に基づいてやつておりますので、私の責任でやつております。

○久保委員 それでは消防庁はよろしいです。ただ、消防庁、資料を下さい。大体どの程度あれに乗り組んで行くのか、その単位、救急車単位なのか、救急車に乗り込む人、これは大体救急の知識、そういうものをどういふふうにして訓練してやつてゐるのか、書いたものがあるでしょう。

○川合政府委員 講習の科目みたいなものでよろしゅうございますか。

○久保委員 ええ。それを下さい。それじゃ、どうぞお引き取りになつてけっこうです。佐久間さん

んもよろしいです。ただ、答弁がまずいから、あとで来ていただくかも知れません。

行管はまだですから、ちよつとお待ちください。

次には、いまの自賠責制度の拡充について行管は言及しております。そのうちの一つである、支払限度額が低いからこれを上げろという、これは当然だと思つてゐるんですが、いま審議中のこれが通れば、現在の百万が百五十万になることはすでに御案内と思つてゐるわけなんです。この百五十万でも外国に比べれば非常に低いということでありまして、この勧告の内容は具体的にどういふものを指してゐるのかどうか。いなければいい、あるならどの程度まで上げるべきかということも指摘してゐるのかどうか。もう一つは、この査定基準について改善をはかれ、あるいは仮渡し金制度についても改善をはかれというが、その中身はいかなるものであるか。

○諸永説明員 いまの支払い限度額の引き上げにつきましても、御承知のとおり累次関係各省とも努力をされて、今回も相当大幅の限度額の引き上げが実現を見るわけでございますが、私のほうとしては、なお引き続き引き上げ額の検討をしていただきたいということでございます。特にいまの時点で幾らがいいということも申し上げておきます。

それから第二点の、仮渡し金制度の活用でございます。これはこの制度ができてからずっとありますが、一年間の全体の平均を見ますと、一割程度しか利用をしてない、そこで仮渡し金は被害者にとりまして、賠償金の受領までのつなぎ資金として非常に重要でございますので、この周知をまずはおこなつていただきたいと同時に、この仮渡し金の支払い限度額と申しますか、その引き上げについても御検討をいただきたいと思います。これも幾らがいい、こういう具体的な数字は勧告をいたしておりました。

○久保委員 そのほかにもこの制度の保障業務を

改善しろとか、あるいは自家保障の問題について言及されてゐます。その一々の新聞記事に出てゐる文言についてはだれも異議のないところであるんですが、具体的にどういふふうにお勧めされたのかお聞きしたいと思つてゐるが、時間の関係もありますので、勧告の文章をいただいてから関係各省庁に、私のほうからもつと質問をしたいと思つた。本日のところは、いまの資料を出していただくことを約束して、あなたのほうは本日はこれでよろしいと思つてゐます。

次に、科学技術庁来ておりますね。あなたのほうからは資料が出ておりますので、詳しい説明はよろしゅうございます。ただ、警察庁からも来ておられるが、四十一年度やろうとする事業もこの資料にあげてあります。これはもうすでに関係各省庁に予算のほうは渡すことになつてゐるのだらうと思つたのです。ついでにその中で、いままでいろいろ研究されたものが実際に適用されてゐるというふうな御報告であります。特にこの科学警察研究所ですか、これは警察庁の外局か何か知りませんが、ありますね。警察庁の方でございます。

○山田説明員 ございます。

○久保委員 このほうで本年も引き続きやるわけでありまして、だからこういふのはいいわけの原局である警察庁のほうから科学技術庁のほうに、来年度はこれとこれという要求をして、大体固まつたやつをもちろつという制度になつておるのですか、これはいかがですか。

○山田説明員 お答えいたします。

科学警察研究所は御存じのとおり警察庁の付置する機関でございます。毎年予算のときに、計画を立てまして、それを本年度において科学技術庁のほうに折衝いたします。こういう手続でやつておるわけでございます。

○久保委員 この警察庁の、科学警察研究所というのですか、ここでは運転者の疲労と事故の問題、あるいは適性の問題、そういう問題は研究される

かどうか、いかがです。

○山田説明員 科学警察研究所の関係の研究の資料を先生のほうにお配りいたしておりますが、経常的な研究の中にもそういう運転の適性の問題も入つております。また昨年度の科学技術庁の項目の中にもそういう研究のものがあつたので、現在引き続いてそれをやつておる次第であります。

○久保委員 特にこの中で「適性検査の基準化に関する研究」、これは四十一年度に出しておりますが、いままでにもやつた継続の仕事かと思つたのですが、継続じゃなくて、これは今度初めてですか。

○山田説明員 昨年度、運転の適性検査につきまして、心理面その他につきましても研究をいたしましたが、一応の運転者検査用バッテリーといふものが、腹案を得たわけでございます。この確率度と申しますか、こういうものをさらに詰めていきたい、このようないふ観点から研究を継続したい、こういうわけでございます。

○久保委員 継続研究であります。そうしますと、今年度必ずしも結論が得られるというものが、じゃないですね。

○山田説明員 これはすでにバッテリーのなかにできておりますので、それを逐次積み重ねてやつていきたいと思います。なお、これは警察全体の問題といたしまして、本年は運転者の適性につきましても、適性検査所その他につきましても、こういうバッテリーを活用したい、そういうものをいろいろデータを積み重ねてさらに確度の高いものを持つていく、こういうような計画でございます。

○久保委員 それじゃ科学技術庁並びに警察庁はよろしいです。消防庁もよろしいです。厚生省は、この前に引き続いての話であります。いわゆる救急医療機関といふんです。この指定については、いままで見てみると、何か申し出があつて条件に合ふやうなところをやつてゐるわけですが、実際に特に交通事故に適合するやうな医療機関、こういうものの整備についてはどうなつてゐるのか、これをまずお伺いします。

○中村説明員 厚生省といたしましては、救急のための指定病院や診療所を整備いたしますにつきましても、公的な機関、私的な機関いずれを問わず、その整備に要しますところの資金につきましても、還元融資あるいは医療金融庫の融資によりまして、これについて優先的な取り扱いをいたすというような体制で臨んでいくわけでありまして、○久保委員 そこで、たとえば、これはまだ動いていないかどうか分かりませんが、名古屋に東海災害センターというものが、そういうものができておるように聞いているわけですが、これはどういう中身なのか。

○中村説明員 名古屋の交通災害センターは、組織は公益法人の組織でやっております。愛知県その他各方面の協力によって機関ができて、これからその機関が直属の医療施設を持つかどうかというところで、まだ検討しておられるようでありまして、結局、私どももいたしましては、医療機関をおつくりになる場合におきましては、公益法人でございますので、これに對します直接の補助金というわけにはまいりませんけれども、しかし医療金融庫の対象にもなりますし、その他設立に對しましてでも、ただ御援助を申し上げたい、かように考えておりますが、まだ財団法人のほうで病院部門をやるかやらないかにつきましては検討中というふうにおつておるところでございます。

○久保委員 あなたは医療局長さんですか。

○中村説明員 医療局長でございます。

○久保委員 それではちよつと無理かな。救急医療制度についてのビジョンをお持ちかと思うのでありますが、これを持っておられるか。ビジョンという大きな大げさなものでなくとも、もつと前進した体制が必要だということは、これは行管の報告にはないけれども、お互いにわかつておるわけですね。特に脳外科を中心にした、そういうものが非常に足りない。そのために、なおつてもかたわもいところだというようにことがよくいわれるわけですね。ついでには、救急医療機関という

そういうもののあり方、どういうふうにしたら一番いいか、そういうことはあなたの方では考えておられるかどうか。おるとするならば、内容を簡単に説明してほしい。それから新しく制度上に乗せたものがあるのか、そういうことです。

○中村説明員 救急医療の問題につきましては、予算的には当面の問題と、先生御質問の将来の大きな構想というところにならうかと思うのでありますが、当面の問題といたしましては、私どもは救急医療につきましては、その実態をもう少し把握したいということ、昨年調査いたしましたのでございまして、さらには突っ込んだ救急医療施設における実態をもう少しわめたいと思つて、これが第一。

その次には、救急施設におけるところの医師の研修の問題でございます。これも本年は引き続き実施していきたいということでありまして、それから、救急医療につきましては、これから先考えますと相当大きな災害、集団的な対策というものも考えなくちゃいけないのじゃないかというところで、特に今年度におきましては地域を広くまして、単に一つの県内にとどまらず、数府県にまたがる大きな事故というものを對するところの救急体制につきまして、われわれとして、各都道府県と共同でこういふことを勉強していきたい、こういふふうにおつておるわけでございますが、冒頭申し上げましたように、救急病院、診療所の整備につきましては、これを優先的に整備することについて協力を申し上げたいということでございます。

それから、御指摘のございました脳外科の専門医等の問題につきましては、これは結局大学におけるところの医学教育の大きな御協力がないとできないわけでございますから、そういうことにつきましてもよく文部省当局と御連絡申し上げて、今後その確保をお願いしたい、こういうところでございまして。

○久保委員 私どもが考えておることは、先ほど若干申し述べましたが、これも保険制度というか、

そういうものと同時に、こうなつてきては、単なる調査と言つてはたいへん語弊がありますが、調査も必要ですが、むしろもう少し前進した救急の制度、いわゆる救急業務、これはお宅ではなくて消防庁の仕事でありますけれども、そういうものとかからんだ救急体制というか、そういうものをきちんとききわけてはいただろうか。きめるについては、もちろん法制化の必要のものも出てくるだろう、こう思ふのですね。ところが、いまのお話だということ、しろうとのわれわれにとつても、ちよつと何か、ゆつくりしているように思わざるを得ないのであります。すぐに脳外科医をたくさんつくるというわけにもまいりません。五年なり六年の年月が必要なんでありまして、そういうことも考えれば、もう少しテンポを早める必要がある、こう思ふのです。

ところで、この国民会議が開かれていろいろ出ているのでありますが、これは細田副長官のほうから何というか主官の、取りまとめのほうだと思ふので、私はこの救急医療体制全体、いわゆる救急車を含めた、医療機関を含めた新しい体制について、政府はもっと早急に完全な体制をつくるべきじゃないか。ところが、いままでのお話を総合しても、あまり前進はない。しかもこういふものをつくる場合には、現在審議中の自賠責法、これによる保険医療が知りませんが、そういうものの使用方、こういうものも考えていいのではないか、こう思つておるわけですね。ついでには、政府としてどういふ決意であられるのか、これは細田さんからお聞きしたいと思ひます。

○細田政府委員 救急医療対策は、ただいま御質疑の中にもございましたように、厚生省、消防庁、両省庁にまたがる問題でございます。これまで交通安全、事故防止の見地から起こつた問題でございますが、非常に立ちおくれしておる部門であると思ひますが、非常におおきく、交通安全国民会議にも救急医療対策というものが取り上げられて議論がされておりますし、また、三十七年にきて、三十九年に答申をいただいた交通安全問題調査会

におきまして、この問題が大きく取り上げられておるわけでございます。私どものほうで所管いたしております交通対策本部、また、その本部の幹事会というものが実際の運用をしばしばやつておるわけでございますが、ここにおきましてもこの問題を取り上げてまいつておるわけでございます。残念ながら、いまおつしやつておりますように、著しい前進を見ておられない、これはつきり申し上げていいと思ふのです。一番困りますのは、事故の際のお医者さんが少ない。特に脳関係のお医者さんが非常に足りない。実は最近大学にも脳外科の新設を多数見ておるわけでございます。こういう点で、着々いろいろな点で実施はいたしているわけでございますが、今後ともこの面につきましては、先進各国の状況等も十分参考にいたしまして、政府としては力を入れてまいりたい、かように考えている次第でございます。

○久保委員 これはあらためてまた取り上げるときもあらうかと思ふのでありますが、法務省の人権擁護局からおいででありますから、この前の質問の続きを御回答いただきたいのであります。資料が出てきておりますが、私どもが言いたいことは、先般申し上げたように、勝訴の見込があるものとかいふものだけに金を融通するといふか、その制度を活用するといふようなことはいかかというところであります。そういうことから言ふと、どうもこれまた何か必要な人には恩恵が与えられないのではなからうかという心配があるわけですね。出されたこの資料の中に交通事故によるものほどれに書いてあるのか、ちよつとよくわかりませんが、これもあわせて御答弁いただきたい、かように思ひます。

○辻本説明員 まず、件数のほうから申し上げると早いと思ひますが、資料の中身の二ページ目で、昭和三十九年度法律扶助事件内容別一覧表というのがございます。その中に、法務省としまして法律扶助をいたしておる区分を大ざっぱに分けますと、金銭関係と不動産関係と家庭関係、それ

から動産関係、その他というふうに分かれておりますが、問題の交通事故に関するものは、第一の金銭関係の中の損害賠償請求事件、この中に当たるのでございます。結局、被害者がたまたまなつたから損害賠償として金をよこせというのでございませう。備考欄に、ほぼ全事件が交通事故関係というふうに記載してございませうので、その内容をもう少し御説明いたしますと、昭和三十九年度の損害賠償請求事件は合計で、その表にございませうように四百六十五件でございませうが、そのうち、交通事故に付いての扶助決定をした事件は四百六十一件でございませう。つまり、四件だけが交通事故以外でございませう。じゃ、扶助決定をしな

い同年度の交通事故事件は、扶助申請はいかほどであったかと申しますと、そこには載っておりませうが、わずかに二十二件でございませう。つまり、二十二件だけを扶助決定しないで、四百六十一件は全部扶助決定をしたというわけにございませう。したがって、交通事故に関する限り、扶助申請に対する扶助決定率は九五・四に当たるわけにございませう。扶助決定をしなかつた二十二件、つまりパーセンテージでいいますと四・六でございませうが、これはどういふ理由でしなかつたかと申しますと、大きく分けると三つございまして、第一番目が、申請者が資力を持つておる、自分でやる能力があるというのが十件でございませう。それから、申請者に重大な過失があつて、たとえば申請者自身がめいいて運転して自分だけしている、あるいは無免許運転してけがしておる、こういうものが三件でございませう。これは結局勝訴の見込みがない、こう思われるものが二件でございませう。そのほかは、事故発生当時の直後でございまして、一休申請者が被害者に当たるのか加害者に当たるのか証拠上十分でない、現にそれが刑事手続で進行しておるというふうなものは保留して十件でございませう。したがって、交通事故に関する限りは、法律扶助は九五・四を取り上げて全部扶助決定しておる、実質上の運営は交通事故について

てはもうほとんど一〇〇%近く扶助の手を差し伸べておるというのが実情でございませう。

○久保委員 お話だと、交通事故については大半のものが扶助決定になっている。そうなりますと、もうこの程度、大体全部だから、この改善の必要もない、こういうふうにとれるわけですが、そうとつてもよろしいですか。

○辻本説明員 われわれとしましては、法律相談という窓口がございませうが、この法律相談の窓口を広げまして、そこで被害者を救ひ出し、法律扶助にらせていくという方法を講じたい。

もう一つは、実態調査でございませう。被害者でありながら資力がない、あるいは知人に頼んでも費用が要る、あるいは訴訟がめんどいからというので泣き寝入りをしておる、こういう正當な請求の権利を持つておる者が、まだまだ訴訟ざら

いのために隠れておる、やみに埋もれておるというのがございませう。これにつきまして、現在各地に実態調査を進めて大々的にやらせておられます。昨年度は関東ブロック管内一斉に実態調査をいたしました。今年度は東北管内でも随所に実態調査を実施する計画をいま着々と進めておられます。現在準備がかなり進んでおられます。このように実態調査の面でも大いに力を入れたいと考えておる次第でございませう。

第三点は、法律相談だけではなくて、実は交通被害につきましては、相談の窓口が各行政官庁で非常にたくさんございませう。たとえば弁護士会あるいは交通事故処理委員会ですか、そのほかには法務省管内では法務局、各地に法務局あるいは地方支局、それから支局というものがございませう。あるいは全国に約一万人の人権擁護委員がございませう。その他警察署の家事相談部、あるいは都道府県や市町村の民生部、あるいは福祉事務所、民生委員、あるいは新聞社や大学などの法律相談所、こういうものがございませうが、これらのいろいろの相談所と連絡を密にしまして、法律扶助へ乗せていくというふうにしていくたいというの

が、現在考えておる構想でございませう。

○久保委員 わかりました。

特に私から申し上げておきたいのは、こういう制度が限られた人だけに活用されている。大半の者はこういう制度を知らぬ。それは法務省としてのPRなり、あるいはそれ以外に関係各省庁のPRというか、そういうものが非常に微弱であるというふうにとれるわけなんです。いま御答弁の中では、そういうものを解消するためにいろいろ調査をするということでありませうが、それはけっこうであります。少なくとも、いまの制度自体では年

間五百件足らずであります。実際には何万件か件数があるわけでありませうが、九牛の一毛といつては語弊がありますが、言うならばそのとおりだと思ふのです。これはそれでいいと思ひます。この五百件でも、要らぬということじゃない。

さらに考えてもらいたいのは、実はあなたに考えてもらふのはちよつと無理かと思うのでありますが、少なくともいまお述べになつたように、交通事故に對して、国民というか、大衆というか、被害者というか、そういう者が相談をかける機関というものが非常に個々ばらばらにある。個々ばらばらにあるというものは、機会をとらえるのに便利であるというふうにもなるけれども、これまたいろいろな性格から見ても、必ずしもこれが十分だとは私は見ていないのであります。たとえば警察に

ある安全協会が何かでやつておるかもしれぬあの交通事故の相談、これは言うならば、そういう形であるならば、むしろ加害者が店をつくつておるようなものである。加害者が店をつくつておる者の立場にいつてもなかなか無理ではなからうかという気もするわけですが、弁護士会の中にもあるが、これも弁護士という一つの仕事からきた場合には、一般の者は、金のない者は弁護士に相談ができないというふうに入入観を持つておるの

でありますから、当然いまの扶助制度などにはひつからぬ、行かぬということなんです。そのほかにもまだあるかもしれぬ。いろんなものがあるんですね。しかし被害者の立場にすっかり立ち得る者は、今日ただいまではあまりなさそうに思ふ。

ついては、これはやはり被害者の立場に立つた制度というか窓口、こういうものをこの際まとめてつくるべきだと思ふのです。これも総合調整連絡のほうの責任者である総理府に御回答をいただいたほうがいいと思ひますが、きょうのところ大臣が出たときに再確認しますが、きょうのところ細田副長官に、被害者の立場に立つた相談窓口というか、そういうものの一元化と制度化についてやるべきだと私も思ひますが、どういふふう

に考えられておるか聞きたい。

○細田政府委員 全くおっしゃるとおりでございまして、被害者の立場に立つて親身になつて相談する場所が、非常に各方面でやつていただいておるわけでありませうが、これは別な見方からするとばらばらだ。またPRが十分であるかどうかという点につきまして、これもまた検討を要すべき問題でございませう。一部には交通保護司といつたような制度をはつきり確立したとかいふような意見も出ておられます。検討いたしたるわけにございませうが、現状なり、またこれまでやつておられますような点につきましては、交通安全調査室長からお答えをさせていただきますと思ひます。

○宮崎政府委員 交通保護司の問題につきましては、前回先生から御指摘がございましてお答えしたとおりでございまして、私たちも非常にいいアイデアだと思つておられます。何ぶん先ほど法務省からもお答えがございましたように、現在既存のいろいろの機関がそれぞれの分野で交通事故相談に乗つておられますので、これらの実態をよく調査いたしまして、どこが抜けているかというふうなことを確かめましてから本格的に考えたいと考えておられます。

なお、交通事故相談一般につきましてPRが不足しているのではないかとございませうが、これは率直に申しまして御指摘のとおりであります。そこで最近各省庁におきまして、それぞれ関係しております交通事故相談関係の機関に對して、もっとPRをして、国民の皆さんにそう

徹底させるということになりまして、積極的にそのPRをはかっております。特に本年五月に春の恒例の全国交通安全運動旬間を開催いたす予定になつておりますが、その際には大きな項目の一つといたしまして、交通事故相談の積極化ということとを打ち出してございまして、これによって相当程度国民の皆さんに、そういういろいろな機関、相談に乗ってもらえるいろいろな機関があるということをおわかりいただけるのではないかと期待いたしております。

○久保委員 検討をされるのでありますが、私はもう少し責任持った立場で進めてほしいと思つております。ここまで来るまでに、思ひつきでなくて、もっと掘り下げた被害者の救済というか、こういうものを確立せねばならぬだろう、こう思うのでありますが、いまの答弁で大体了承を得られたわけでありまして。

そこで、人権擁護局のほうはこれでよろしゅうございまして、いま申し上げた、あなたのお話にあつたとおりにすることが——やはり総合的な窓口というか、そういうものが一番必要だと思つて、従来の制度をそのままやっていくことも必要であります、そういう点でもひとつぜひあなたの方でも考えていただきたい、こういうふうに思います。

そこで、農林省は農政局長おいでですか——農政局参事官ですか。

あなたのほうには前々から課題を申しておるわけですが、共済と保険はどことが違うのかということとあります。これは前会、前々会申し上げておるのではありませんが、保険のほうは銀行局でありますからこれはいいとして、共済制度というのはいかなる中身か。いま問題になつてゐる、保険との関係というか、保険の領域というものと共済制度というものの——領域と云うことがいいのかどうかかわかりませんが、これはどういふふうに考えられておるか。

それから、この自賠責の法案は、いま改正の要点は、いわゆる補償額の限度の引き上げもありま

すが、そのほかに大きなものは、原付自転車、これを再保険なしで自賠責に繰り入れよう、こういうことです。ついでに、農林省は、そういうものを含めて農協の共済でやるべきではなからうかと、いふふうに考えているやに聞かれましたが、それはそのとおりか。大体その二つ要約して……

○横尾説明員 農林省といたしましては、御承知のように、農協法に基づきまして農協の事業として共済事業をやっておりますので、その農協の共済事業がどういふ性格のものであるかという点を最初に申し述べたいと存じます。

御承知のように、農協は農民という特定者を対象にいたしまして、その相互扶助の精神で事業を営んでおるのでございまして、共済事業もその一環といたしまして、組合員という特定者を対象にいたしまして、相互扶助、相互救済の理念に即して実施をするというたてまえでございまして。ただ、その実施の手段、方法、手法につきましては、その事業の合理化をはかる観点から、収支相当の原則、給付反対給付の原則等、保険と同様な高度な技術を採用して、理念といたしましては相互救済、相互扶助の精神に立ち、組合員という特定の者を対象として事業を実施する、こういう性格及び内容の事業と心得ております。

それと、第二の御質問の点でございますが、現在農協共済は、いま申し上げましたような趣旨及びたてまえのもとに、共済事業といたしまして四兆円に達する契約高と四千億円に達する責任準備金を保有をいたしまして、御承知のような、単位組合、つまり総合農協、県段階の共済連合会、全国の共済連合会という、系統一元組織のもとに体制を整えまして事業を実施いたしますと同時に、これまた御承知のごとく、農協法におきまして事業を規制し、かつ監督する規定を整備し、合理的な基準のもとに統一の実施の体制を整えてやっておりますので、そのような観点からいたしますならば、事業実施体制及び能力を十分に保有しておるということでございまして、自賠責法の観点につきまし

ても、そのような実施能力及び体制を強化して、十分な事業が実施できるように進めることが望ましいというふうに私どもとしては考えております。

○久保委員 厚生省は御退席いただいたてけつこうです。御苦勞さまでした。

いまのお話だということ、現行の共済制度の中で、自賠責というのかどうかかわかりませんが、自賠責ですね、これはやれるし、またそういう体制を強化していいけないことはない、このような御答弁であつたと思つております。

銀行局長おいでありますが、これはあなたに聞くまでもないですか。どうなんですか。あなたからやはり一べん答弁してもらわなければいかぬですな。

○佐竹政府委員 その点につきましては、先般も田邊委員から御質問ございましていろいろ申し上げたところでありまして、要点だけごくかいつまで申し上げたいと思つております。

この点は実は二つ問題がございます。一つは非常に基本的な問題、すなわち先ほど来先生いろいろ御指摘になつておりました保険と共済というものの差異に基づく問題、二つには、これが強制保険であるということからくるいろいろな問題、これは田邊先生は技術的なものにすぎぬのじゃないかという御指摘もございましたが、その技術的な問題というのには実は非常に本質的な問題でもございまして。そういう基本的な問題と實際にあつてのいろいろな技術的な問題、こういうものもろろの問題が実はございます。したがって、農協にまでこれを拡大することの可否ということにつきましては、実は非常に問題が多いために、にわかに結論を出しがたい、むしろ非常に慎重に今後とも検討してまいらねばならぬ問題、かように考えます。

○田邊委員 関連。ただいまの銀行局長の答弁は、先般提出資料の「保険制度及び自賠責保険について」の中の「保険の本質」という項、また「保険事業」等の内容で、いろいろと保険会社がやらなければだめだという趣旨がここに書いて

あります。しかし、先ほど農林省の参事官から答弁がございましたし、また前回の委員会において農政局長からも答弁があつて、農協においても保険事業は共済制度として行つていける、と云明しておりました。その際、自動車局長に私が尋ねた際は、目下検討中である、その共済制度について自分も大いに検討をしてみた、という話がございました。そこで、自動車局長は約十日ほど勉強されたと思つて、一体農協等にこういう自賠責の制度ができる能力があるか、その点についてお答えをしていただきたい。

○坪井政府委員 農協の実態につきましては、われわれは勉強でございますが、単位農協とか連合会とかあるいは全国とか、そういう組織、あるいはその仕事はどうなつておるのか、そういったことをいろいろわれわれも勉強いたしました。先ほど農林省が言われましたように、法律上の問題は共済とかあるいは保険という議論はあるにいたしまして、能力的にはわれわれとしては、自家保障をいま認めていたまゝからいたしまして、十分耐え得る力はある実態を持つておるといふふうに思います。

○田邊委員 そうしますと、農政局長も自動車局長も、この保険をやる能力が十分ある、こう言明をしておりながら、銀行局長は、この資料によれば、まさに農協は能力がないという判断を下すような資料が出ておりますが、その点はいかがですか。

○佐竹政府委員 その点は前会の先生の御質問にお答えしたときにも申し上げたわけでございますが、農協が現在行なつておられますいわゆる火災共済、建物共済、そういう現在行なつておる共済事業そのものについて、私どもは決してそれがどうかというのを申してゐるわけじゃない。問題は、こういう自賠責制度というものを行なうにあつたてこれが適当であるかどうかということとを判断しておるわけでありまして。先般も申し上げましたように、要するに自賠責法というものを、この

法の精神に即して理想的に運営していく、被害者保護という大目的を完全に貫くというためには、どういふ体制が一番いいのかという角度からものを考えていった場合に、先ほど申し上げましたように、共済制度というものが即農協制度と申しますか、そういうものについて私は非常に問題があるということを実は申し上げておるわけでありました。したがってその問題をやはり十二分に解明しないと、それはなかなか簡単にはまいりませんということをおしえておるのでございまして、現在行なっている農協等の建物共済、火災共済それ自体が非常に問題だとか、不完全だということは、私は一度も申したことはございません。

○田邊委員 銀行局長に伺いますが、自賠責制度というものは銀行、保険会社がやれば完全なる制度として運営ができる、しかしながら農協等にやらせれば、この自賠責制度についてはまことに不安があるんだ、結論的に表現すればそういうよりになるわけですね。私は自賠責責任制度というのは、これはもう再三申し上げたように、本来国家保険であるわけです。そうすると、それを営利を追求する保険会社がやるよりも、むしろ共済の仕組みにおける保険制度のほうが、より合理的な経営ができるんじゃないか。そういう意味で現実にも建物、地震、火災、あらゆるものをやっ、保険会社と何ら変わらない、料率算定会等、同じ制度のものを施行して、しかも先ほどの部長の表現によれば三兆円ですとか四兆円の蓄積がある、そして責任準備金は四千億を持っておる。ですから要するに再保険をしなくてもできるだけの体制ができておる、そういうものに、自賠責制度だから、これは問題があるからできないんだ、どうして私どもは聞いておって銀行局長の答弁は、保険業務だけを弁護して、共済制度の中で保険事業をやるのがまことに不適当であるがごとき表現をしておるけれども、私に言わせれば、むしろこういう制度というものは、自賠責制度、責任保険というものは、共済制度のほうがやるほうがより適当であると考ええる。その点はどうですか。

○佐竹政府委員 私はそう思わないわけでございます。まあ先生のおっしゃいますこと一々ごもつともな節も確かにあるとは思いますが、思いですが、やはり本質的に、この点また誤解があつてもいけませんので申さしていただきたいと思ひますけれども、確かに自賠責制度は公共性が強い。通常の保険も、これは御承知のように非常に公共性の高い性質のものでございまして。さればこそ保険業法という法律もございまして、大蔵大臣というものが常時厳重な監督、検査を行なつておる。これひとえに不特定多数の加入者の方々の利益を守らなければならぬ。それが単なる一営利会社のかつてにまかされてはいかぬということから、厳重な監督制度というものが行なわれておるわけでございます。この自賠責を見ますに、そういう一般的な保険の公共性があるが、さらにまた一段と公共性の高い性格のもの、これはもう先生よく御存じで釈迦に説法の感もございするけれども、非常に高い。つまり不特定多数の第三者というものの利益が問題になるわけでございます。自分の家が焼けるか焼けないか、あるいは自分の命がどうなるかという保険じゃない。つまりいついかなるときに路上においてどういふ人がやられるかわかりません。そのやられた人を守るための実は制度でございます。それだけにいやが上にも非常に公共性が高い。したがって被害者保護については、従来よりもまず特段の注意を払わなければならぬということにもなりますし、その損害査定の問題にいたしましても、あるいは保険料の支払い等々につきましても、あるいは料率算定等についても、これは一段と高度の公共性が要求される、そこが普通の建物の火災保険といったようなこととはまた違う。しかも一方、それは強制保険でございます。入つてもいい入らぬでもいいというものでない。制度のたてまえは悉皆保険ということ、いやおうなし、こういう制度でございます。ですからそのところは、つまり先ほどいろいろ御議論が出ておりましたが、共済というものは、一

つの限られたグループの中の人たちがお互いに助け合つていこうという、ミューチュアルエードとかなんとか言うようでございます。まあ中でも農林関係の農作物共済のほうは、あるいは農業災害補償保険、つまり補償ということばが入つてきますので、保険だけでカバーできない、つまり国の補償というもので入り込んだ特殊な形態のものももちろんございすけれども、いま問題になつておりますのは、いわゆる普通の建物共済なり生命共済なりといったようなものかと思ひます。そういういたしますと、どうも第三者の利益を守らうという制度から見ると、実は本質的になかなかそぐわないという難点がある、その難点を今後どういふふうにかえていくかという、そういう基本の問題があるというところを先ほど来申しておるわけでございます。決して先生のおっしゃることにはさからうつもりはございませんけれども、実は事の本質はそういうことでございますので、重ねて申し上げたわけでございます。

○田邊委員 それでは私は重ねて銀行局長に伺いますが、いまの保険会社にこの自賠責保険というものをさしておくことが公共性をとりとび、公共性が大きい強くなる、しかも被害者保護である、こういう点、それからまた共済制度によれば非常に本質的な困難がある、こういう回りくどいような答弁をしております。じゃ私が具体的にこの問題を突っ込んでいきますが、その点において明快な答弁をしていただきたい。

先般私はこの委員会、なぜ軽四輪それからオート三輪、こういうものに強制保険が普及しないのか、こういう話をした。銀行局長の答弁は、これは車検制度というものがなければその保険に入らないのだ。そうしますと、強制保険というものは公共性をとりとび、被害者保護という立場で徹底するならば、保険会社は、この車検制度にたよらなければ一般の軽四輪やオート三輪は保険の加入率が悪いのだという。要するに保険会社は自己の営業の代理店というものが十分機能が発揮できない、だから軽四輪とかオート三輪については七

七%ですかしか入っておらない。あとの二三%、普通の自動車に至つては一%加入していないというところは、保険会社がその機能を十分發揮しておらないということなんですか。もしほんとうに被害者保護に立つて公共性をとりとぶということであれば、なぜ保険会社もつと積極的にやらなかつたか。この間の銀行局長の答弁によれば、いや、それは車検制度がないから、チェックできないから保険に加入しないんだ、こういう答弁。私はこれはまことに詭弁であると思ひます。その点について自動車局長、どう考えられますか。

○坪井政府委員 現在御指摘のように、軽自動車につきましては車検制度はとつておりません。これはあくまでも保安上の見地からきめておる問題でございます。まして、軽四輪についても車検をしてはどうかという意見も、最近の議論からいたしまして出ております。しかし要員関係、施設その他の関係もありますので、これらについてはさらに検討していきたい、かように考えております。ただ、車検制度は強制保険の付保のために設けられたものではなくて、われわれとしてはあくまでも保安上の見地から考えていきたい、かように思つております。

○田邊委員 そこで今度は自動車局長に伺うけれども、一体この保険の普及率が――軽四輪やオート三輪に保険会社は十分手が伸びない、それは車検制度をやら、そうすればわれわれのほうもうまくいく、こういう表現をして逃げておるわけですね。そこで私は、こういうふうにできない、能力のないところにはかりやらしておくとが一般の被害者保護になるか、自動車を運転しておる人たちが一体そういうことを好んでおるか、こういうことになると非常に疑問があると思ひます。そういう点において、私は、農林省が見えておるから、こういうような保険でも農林省がやつたら、農協がやつたら、完全にこれを把握してできるかどうか。その点はできない、大蔵省はこう言っているのですよ。その点、いかがですか。

○横尾説明員 御承知のように、総合農協は全国

の農家のほとんどすべてをその構成員、組合員にしております。しかも組合員と組合との関係は非常に密接の關係にございます。したがって組合員が付保する、共済に付する必要がある車を所有している場合に、その組合員と組合との関係は非常に密接でございます。捕提力は非常に高いというふうに考えております。

○田邊委員 捕提力が非常に強いということは、農協にやらせれば、この自賠責の保険は十分その能力を発揮して、未加入の分の一〇〇％は大体いく、こういう見通しなんでしょうね。

○横尾説明員 先ほど来申し上げておりますような事業体制、能力及び御説明申し上げましたような捕提力等を総合勘案いたしますれば、お説のとおりと考えております。

○田邊委員 いまの農林省の参事官の話を聞いても銀行局長おわりのように、全国にあつての組織網を持って、各町村に全部支所が、農協というものがあつて、その組織でやればきつちつとよく言つておる。あなたのほうのこの調査によれば、全国で六十四カ所が六十五カ所に今度ふえる。そうしてこの組織で完全に把握できない町村は、一千町村に及んでいるのです。代理店で十分把握できないようになつておる保険会社に、どうしても自賠責をやらせなければならぬ、それが一体公共性であり、被害者保護の立場に立つておる制度であるか、この点を伺いたい。

○佐竹政府委員 どうも先般お答え申し上げたことの繰り返しになってはいけませんので、簡単に申し上げますが、実は統計が、正直にいつてはつきり示しております。現に自動車は、先生御承知のように、一〇〇％加入になつておるわけであり、一〇〇％の実績になつておる。この前差し上げた統計資料に出ております。(田邊委員「八八％か九十何％だ」と呼ぶ)失礼いたしました。いろんなものを平均しますと九十何％、中には一〇〇％のものもあるわけですね。そこで、軽四輪が実は七三％くらいでございますね。これは先生おつ

しやるような保険会社の努力が足りないという問題よりも、先ほど申し上げておるように、やはり強制加入を確保するための、何と申しますか、手段、こういうものが欠けておる。だからさつきから申しておるところは、そこが実は非常に大事だと思ひますのは、つまり第三者の利益保護のための強制保険ですね。したがって自動車を持つてゐる人の、つまり人間の本能からいいますと——それは考え方からいって正しくない考え方ですが、人間の本能からいへば、なるべく入らずに済ませたいという気持ちがある。だから、ともすれば逃げるおそれがあるわけですね。そこで現に普通自動車のごときは、最初の制度発足以来三、四年というものは、加入率が八〇％と非常に低かつたのは御承知のとおりです。それが三十七年でしたか、ステッカーでもって車検と結びつけるということ

を運輸省がおやりになつた。これは車検が通つてなければ町を走れませんから、その車検に持つていったときに保険に入つていかうかを見られるわけですね。そして保険に入つてなかつたら車検を受け付けませんとやられるから、これはどうしてもしも保険に入らなければいかなぬというので、一〇〇％近くに実は上がつてきた。これは統計がはつきり示しておるわけでございます。ですから軽四輪について、私は別に車検そのものが必要だということを書いておるわけではないので、それはまさに自動車局長の言うように、車検というのは保安上の見地からおやりになるものでございましょう。だから、それなら車検でなくともいいのです。要は、ちょうど普通自動車において車検がチェック制度になつておると同じような仕組みというものをやはり考えていかないと、そこはなかなかむずかしいのじゃないか。現に今度の原付自転車でございますが、そういうものは一体どういふことになるのか、私はそこには非常に問題があると思つておるわけでございますが、やはりこれは保険会社の努力云々ということよりは、むしろそつちのほうの制度の面に問題があることはひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○田邊委員 私はそこが問題だと思ひます。と申しますのは、車検制度というものを強制加入の問題と何かからめて話されました。私は、車検制度はあくまでも車検制度、それから保険会社が強制保険に加入させるという制度は、あくまでも保険会社が今日まで努力をしてやることなんです。ところがその努力が、私に言わせれば足りない。要するに末端の町村に保険会社の代理店の組織が十分できておらない。ですから、これをやろうとすれば非常に経費がかかるので、なるべく経費をかせないようになつて強制保険をとつていく、それにうちはいて、片方で自動車局に命じて強制保険をやれば、そこで網にかかつてくるからそれをひとつやろう、そういう安易なものねらいがあるわけですね。ましてや今度は原動機付に至つてはおそらく把握できないでしょう。だからこれも車検制度にしてみたい、おそろくそういうのだからと思ひます。そういう車検制度とこの保険とを銀行局長が結びつけてものを言つてゐるのは、私は管利会社である保険会社の保護の話をしている以外の何ものでもないと思ひます。だから、もう少し保険会社の末端の組織、代理店を整備されておるならいい。されてない現実において、この被害者保護ということ、公共性というものをうたうならば、何で能力のある農協にこれをやらして悪いことがあるか、こういうことなんです。

○佐竹政府委員 これは私も決して何も保険会社の利益を擁護するとかなんとかいふものじゃないです。むしろ私どもの使命は、保険会社を厳重に監督すべき立場でございます。ただいま私が車検との關係を申しましたが、これは何も私がけが言つておるのじゃない。むしろ取り締まり当局も同じような見解をやはり言うておるわけでございますから、そこはどうぞひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○久保委員 もはや時間でありまして、一応本日はこの程度にしたいのでありますが、一ぺん考へてもらいたいことがありますので、關係されて

○坪井政府委員 耕うん機につきましては、これは性格上本来道路を運行するものではないといふこと、運行はしますけれども非常に少ないといふこと、それからまた構造、性能、そういうことから考えましても、事故発生の可能性も非常に薄いといふことで、われわれとしては廃止の方向で実は検討しておつたわけでございます。その場合に、さらに廃止の理由としては、原動機つき自転車も強制保険になつておるから、それらから比較しても廃止できるのではないかという意見に固まつておつたのであります。今回たまたま原付を人命保護のために強制保険にするといふことが一つと、それから耕うん機についても事故が皆無でないといふような事実がありましたので、一応慎重のために見送つたわけでございますが、われわれとしても廃止の方向で検討しますし、また

おる政府当局のそれぞれに短い御返事をしてもらいます。これはあんまり大きい問題じゃないが、いまの損害賠償保険の制度の中で、農村で使うディーラー、耕うん機ですね、こういうものが保険の対象になつてゐるわけですね。この事故率は、先般聞きましてらばやはりそう大したものではない、こういうふうな報告であります。よつて、この際入れるものは原付自転車というのが法案であります。これはどうするか、これから非常に問題が多いと思ひますが、それと同時に、いま申し上げた自動耕うん機というディーラー、この種のもものは自賠責から除いてはいいかかとわれわれは思ひます。もしも使用者そのものが不安であるとするならば、それはまず、保険が共済かは別にして、それぞれの農協でこれはかける。これはいまの田邊委員とか私が論争しておる問題とは別個に考えてもらへるのではないかと、こういうふうにも思ひます。もう一つは銀行局長はじめそれぞれの局長が——局長と言つても二人がよければいいのですからね。農林省はきつと文句はないでしう、どうですか。これだけの答弁をしてください。

廃止することについても異存はございません。

○佐竹政府委員 本件につきましては、実は自賠責審議会から、久保先生御指摘のように、こういうものははずすべきじゃないかという答申をいただいております。したがって、大蔵省としてははずすことについて全く異存ございません。

○久保委員 農林省も問題はないでしょうね。

○横尾説明員 農林省といたしましては、先ほど御指摘のとおりには、はずすべきであるという方向で考えております。

○久保委員 そうしますと、これははずすことについて関係省庁は全く同意見であったと思うので、これをはずす技術的なものは、これは当委員会を考える以外にないと思うのです。政府で修正というののもちょっといまの時期ではおかしいと思うのです。そういうことも含めて、これはひとつ確認事項としてきめていただきたい、こういうように思います。

本日は時間ありませんから、この程度で次会に譲りたいと思います。

○古川委員長 次会は明後八日金曜日、午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十五分散会